表５　環境データの校正

項目	間隔	基準
温度	年１回	±１K
湿度	年１回	±５％RH
周囲圧力	年１回	±0.4kPa
冷却ファン	オーバーホール後	1.1.1.による

別添四十一ロ別紙６の１・１・１・１・１の参考図を削り、同様の次に次のように加える。

1.1.1.2.　試験回数は、図１のフローチャート並びに表１及び表２に掲げる判定基準値に従って決定されるものとする。この場合において、図１のフローチャートは適用WLTC全体の試験結果に対し適用するものとする。

図１　試験回数のフローチャート

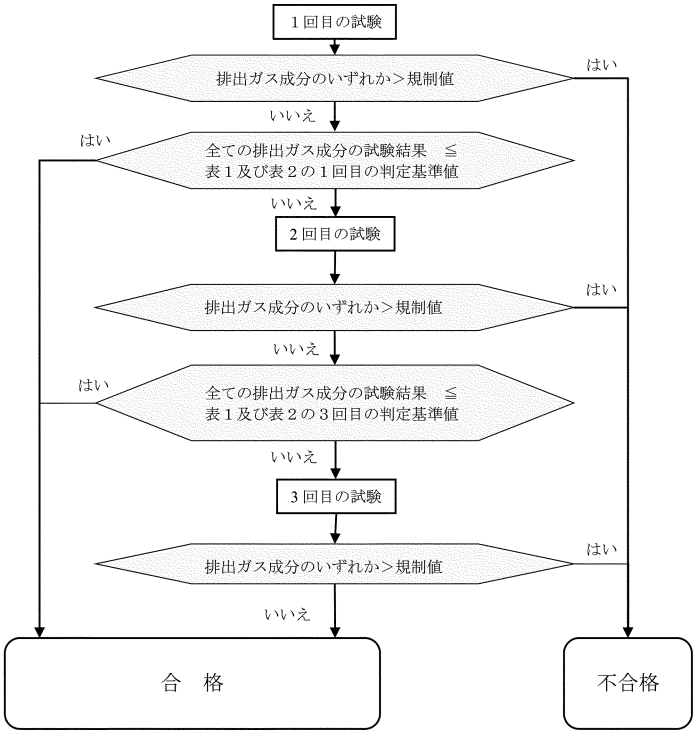


表１　内燃機関を原動機とする自動車の試験及び電気式ハイブリッド自動車の充電維持試験に係る判定基準値

試験	判定パラメータ	判定基準値
１回目	１回目の試験結果	各排出ガス成分の排出ガス基準×0.9
２回目	２回の試験結果のいずれも	各排出ガス成分の排出ガス基準×1.0
３回目	３回の試験結果のいずれも	各排出ガス成分の排出ガス基準×1.0

表２　電気式プラグインハイブリッド自動車の充電消費試験に係る判定基準値

試験	判定パラメータ	判定基準値
１回目	１回目の試験結果	各排出ガス成分の排出ガス基準×0.9（充電消費試験において適用WLTCを複数回走行した場合は1.0）
２回目	２回の試験結果のいずれも	各排出ガス成分の排出ガス基準×1.0
３回目	３回の試験結果のいずれも	各排出ガス成分の排出ガス基準×1.0

別添四十一ロ別紙６の１・２・２・２・２・中「系統偏差」を「規則的な偏り」に改め、同別紙１・２・14・２・10を削り、同別紙１・２・13・２・５・４・の次に次のように加える。

1.2.13.2.5.5.　次に掲げるいずれかの時点において、分析計の検査及び校正を行うこと。この場合において、希釈空気及び排出ガスサンプリングバッグについて分析計の同一レンジを使用するものとし、(b)においては全ての分析計について、試験に使用する全てのレンジにおいて検査及び校正を行うこと。

(a)　各サンプリングバッグの分析前後

(b)　試験前後

別添四十一ロ別紙６付録２・中「エンジニアリングコントロールモジュール」を「エンジニアリングコントロールユニット」に改め、同別添別紙７の１・２・中「１桁」を「２桁」に改め、同別紙１・３・及び１・４・中「第２位」を「第３位」に改め、同別紙３・１・１・中「(B０)($C_1H_{1.86}$) ρ＝0.619g／l」を「(B０)($C_1H_{1.86}$) ρ＝0.620g／l」に改め、同別紙３・２・１・の式を次のように改める。

$$M_{i,phase}=\frac{V_{mix,phase}\times\rho_i\times KH_{phase}\times C_{i,phase}\times10^{-6}}{d_{phase}}$$

別添四十一ロ別紙７の３・２・１・２・の式中「H_a」を「H」に改め、同別紙３・３・１・及び３・３・１・１・中「(g／km)」を「(mg／km)」に改め、同別添別紙８の１・２・の表１を次のように改める。

表１　測定パラメータ、単位及び精度

測定パラメータ	単位	精　　度	分　解　能
電気エネルギー(1)	kWh	±１％	0.001kWh(2)
電流	A	±0.3％FSD又は読み値の±１％(3,4)	0.1A
電圧	V	±0.3％FSD又は読み値の±１％(3)	0.1V

(1)　機器は能動エネルギー用の静的計器
(2)　AC積算電力量計（IEC　62053―21クラス１又はそれと同様のもの）
(3)　いずれか大きい方
(4)　電流積算周波数20Hz以上

別添四十一ロ別紙８表３中「電気式ハイブリッド自動車」を「非車外充電式ハイブリッド電気自動車」に改め、同別紙３・３・２・１・中「充電収支立」を「充電収支中立」に改める。

別添四十八ロ・４・１・表２中「第41条第１項第３号イ表(1)」を「第41条第１項第３号表イ」に、「同表(2)」を「同表ロ」に、「同表(3)」を「同表ハ」に、「同表(4)」を「同表ニ」に改め、同別添Ⅲ・別紙１の３・３・表２中「第41条第１項第３号イ表(1)」を「第41条第１項第３号表イ」に、「第41条第１項第３号イ表(2)、(3)及び(4)」を「第41条第１項第３号表ロ、ハ及びニ」に改め、同別添Ⅳ・１・30・中「独立行政法人交通安全環境研究所」を「独立行政法人自動車技術総合機構」に改める。